

給実甲第 1 2 7 1 号

令和 2 年 4 月 1 日

人事院事務総長

給実甲第 2 2 0 号の一部改正について（通知）

給実甲第 2 2 0 号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4 月 1 日（第 2 項による改正については、同年 1 1 月 3 0 日）以降は、これによってください。

記

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
40 各庁の長は、規則第 1 3 条第 1 項及び第 1 3 条の 2 第 1 項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、	40 各庁の長は、規則第 1 3 条第 1 項及び第 1 3 条の 2 第 1 項の規定により職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、

これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

ア・イ （略）

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基

これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、各庁の長は、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(1) 特定管理職員以外の職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員を除く。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

ア・イ （略）

(2) 特定管理職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員（特定管理職員に限る。）の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基

礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の11.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲

礎額に同条第2項第1号イに規定するそれぞれの月額合計額を加算した額に100分の11.7.5を乗じて得た額の総額

ア・イ (略)

二 (略)

41 各庁の長は、規則第13条第1項及び第13条の2第1項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員の成績率を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、各庁の長は、第1号(1)若しくは(2)又は第2号(1)若しくは(2)に掲げる職員のいずれかが著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認められる特別の事情がある場合には、これらの規定及びこの項の規定の趣旨に照らし合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。この場合において、各庁の長は、その内容を事務総長に報告するものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲

<p>げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>二 再任用職員 次に掲げる各庁の長に所属する給与法第19条の7第1項の職員の区分ごとに、それぞれ当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の55</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
---	---

2 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>21 規則第5条第2項第5号ハの「人事院の定める期間」は、同号ハに掲げる休職であって当該休職にされた職員の当該共同研究等（国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究をいう。以下同じ。）に係る業務への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであるもの（以下「共同研究等のための休職」という。）の期間（復職</p>	<p>21 規則第5条第2項第5号ハの「人事院の定める期間」は、同号ハに掲げる休職であって当該休職にされた職員の当該共同研究等（国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究をいう。以下同じ。）に係る業務への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものであるもの（以下「共同研究等のための休職」という。）の期間（復職</p>

後の最初の基準日（復職した日が基準日であるときは、当該基準日）以前6箇月以内の期間に限る。）のうち前項各号に掲げる期間以外の期間（国以外の者から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間を除く。）とし、同条第2項第5号ニの「人事院の定める法人」は、次に掲げる法人とし、同号ニの「人事院の定める期間」は、同号ニに掲げる休職であつて当該休職にされた職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものであるもの（以下「学術研究等のための休職」という。）の期間（復職後の最初の基準日（復職した日が基準日であるときは、当該基準日）以前6箇月以内の期間に限る。）のうち前項各号に掲げる期間以外の期間（国以外の者から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間を除く。）とする。

一 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第

後の最初の基準日（復職した日が基準日であるときは、当該基準日）以前6箇月以内の期間に限る。）のうち前項各号に掲げる期間以外の期間とする。ただし、国以外の者から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間は、これに含まない。

2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）、公立大学法人（地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）及び放送大学学園（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園をいう。次号において同じ。）、沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）第2条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園をいう。次号において同じ。）その他の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）

二 行政執行法人以外の独立行政法人及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人で総務省設置法（平

成 1 1 年法律第 9 1 号) 第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいい、放送大学学園及び沖縄科学技術大学院大学学園を除く。)

三 学術研究等のための休職の期間中、第 1 号又は前号に該当していたもの (第 1 号又は前号に掲げるものを除く。)

32 規則第 1 1 条第 2 項第 5 号の規則第 5 条第 2 項第 5 号ハに係る「人事院の定める期間」は、共同研究等のための休職の期間 (復職後の最初の基準日 (復職した日が基準日であるときは、当該基準日) 以前 6 箇月以内の期間に限る。) のうち前項各号に掲げる期間以外の期間 (国以外の者から当該期間に係る勤勉手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間を除く。) とし、規則第 1 1 条第 2 項第 5 号の規則第 5 条第 2 項第 5 号ニに係る「人事院の定める期間」は、学術研究等のための休職の期間 (復職後の最初の基準日 (復職した日が基準日であるときは、当該基準日) 以前 6 箇月以内の期間

32 規則第 1 1 条第 2 項第 5 号の規則第 5 条第 2 項第 5 号ハに係る「人事院の定める期間」は、共同研究等のための休職の期間 (復職後の最初の基準日 (復職した日が基準日であるときは、当該基準日) 以前 6 箇月以内の期間に限る。) のうち前項各号に掲げる期間以外の期間とする。ただし、国以外の者から当該期間に係る勤勉手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間は、これに含まない。

に限る。)のうち前項各号に掲げる期間以外の期間(国以外の者から当該期間に係る勤勉手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の間を除く。)とする。

36 前項第1号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ、第2号ハ若しくは第3号ハに掲げる職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に

36 前項第1号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に規定する職員のうち、同項ただし書の規定の適用を受けないものの成績率は、規則第13条第1項第1号ニ、第2号ニ若しくは第3号ハ又は第13条の2第1項第1号ハ、第2号ハ若しくは第3号ハに掲げる職員の区分に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の成績率を考慮して、相当と認めるときは、次の各号に定める割合以外の割合で定めることができる。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に

応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の40以下（特定管理職員にあつては、100分の30以下）

イ 減給の処分を受けた職員

100分の50以下

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の60以下（特定管理職員にあつては、100分の70以下）

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の35以下（特定管理職員にあつては、100分の20以下）

イ 減給の処分を受けた職員

100分の45以下（特定管理職員にあつては、100分の40以下）

応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の39以下（特定管理職員にあつては、100分の32.5以下）

イ 減給の処分を受けた職員

100分の49.5以下（特定管理職員にあつては、100分の53以下）

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の60以下（特定管理職員にあつては、100分の75以下）

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の33.5以下（特定管理職員にあつては、100分の22.5以下）

イ 減給の処分を受けた職員

100分の44以下

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の55以下（特定管理職員にあつては、100分の60以下）

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の20以下

イ 減給の処分を受けた職員

100分の40以下

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の60以下

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の20以下（特定管理職員にあつては、100分の15以下）

イ 減給の処分を受けた職員

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の54.5以下（特定管理職員にあつては、100分の64.5以下）

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の21以下

イ 減給の処分を受けた職員

100分の42以下

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の62以下

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の21.5以下（特定管理職員にあつては、100分の16以下）

イ 減給の処分を受けた職員

100分の25以下

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の30以下（特定管理職員にあつては、100分の35以下）

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の18以下（特定管理職員にあつては、100分の10以下）

イ 減給の処分を受けた職員

100分の23以下（特定管理職員にあつては、100分の20以下）

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の28以下（特定管理職員にあつては、100分の30以下）

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割

100分の27以下（特定管理職員にあつては、100分の26.5以下）

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の32以下（特定管理職員にあつては、100分の37以下）

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の19.5以下（特定管理職員にあつては、100分の10.5以下）

イ 減給の処分を受けた職員

100分の25.5以下（特定管理職員にあつては、100分の22以下）

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の30以下（特定管理職員にあつては、100分の32以下）

(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割

合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の11以下

イ 減給の処分を受けた職員

100分の22以下

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の33以下

37 第35項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の60超100分の70以下（特定管理職員にあっては、100分の70超100分の90以下）

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の55超100分の65以下（特定管理職員にあっては、100分の60超100分の80以下）

合

ア 停職の処分を受けた職員

100分の15以下

イ 減給の処分を受けた職員

100分の25以下

ウ 戒告の処分を受けた職員

100分の35以下

37 第35項第2号に掲げる場合に該当する職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で各庁の長があらかじめ定める割合によるものとする。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合

(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 100分の60超100分の70.5未満（特定管理職員にあっては、100分の75超100分の90.5未満）

(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 100分の54.5超100分の65.5未満（特定管理職員にあっては、100分の64.5超100分の

<p>(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 <u>100分の60超100分の75以下</u></p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 <u>100分の30超100分の35以下</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の35超100分の45以下</u>)</p> <p>(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 <u>100分の28超100分の33以下</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の30超100分の40以下</u>)</p> <p>(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 <u>100分の33超100分の41以下</u></p>	<p><u>80.5未満</u>)</p> <p>(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 <u>100分の62超100分の77.5未満</u></p> <p>二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める割合</p> <p>(1) (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員 <u>100分の32超100分の37.5未満</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の37超100分の47.5未満</u>)</p> <p>(2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 <u>100分の30超100分の35.5未満</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の32超100分の42.5未満</u>)</p> <p>(3) 指定職俸給表の適用を受ける職員 <u>100分の35超100分の45未満</u></p>
---	---

以 上